

公布された条例のあらまし

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方税法の改正により、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人に係る標準税率並びにガス供給業を行う法人に係る課税の方式が改められたことに伴い、必要な改正を行いました。（第16条、附則第17項～附則第19項関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。